

堀江元社長、収監へ

旧ライブドア事件 上告棄却

旧ライブドアをめぐる粉飾決算事件で、最高裁第三小法廷（田原睦夫裁判長）は、証券取引法（現・金融商品取引法）違反の罪に問われた元社長・堀江貴文被告（38）＝写真＝の上告を棄却する決定をした。25日付。懲役2年6カ月の実刑とした一、二審判決が確定する。

決定には異議を申し立てられるが、認められることはほとんどなく、第三小法廷が異議を棄却した時点で刑が確定し、収監される。

一、二審判決によると、



堀江元社長は①旧ライブドアの2004年9月期の連結決算で、自社株の売却収入を売上高に含めるなどして、約53億円の粉飾をした②関連会社が04年10月に出版社の買収を発表した際に虚偽の内容を公表し、関連会社の決算短信を偽った。